

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年6月28日
【会社名】	エー・ディ・エム株式会社
【英訳名】	A D M INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 志摩 良一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町二丁目6番12号
【縦覧に供する場所】	エー・ディ・エム株式会社 東日本本部 (東京都千代田区外神田三丁目12番8号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長であります志摩良一は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

当社は、企業会計審議会が公表しました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

なお、財務報告に係る内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界があるため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日であります平成23年3月31日を基準日として内部統制の評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価にあたり、わが国において一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

当社は、「第37期 財務報告に係る内部統制評価のための基本計画」に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析しました上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲につきましては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。当該評価範囲を決定しました手順、方法等としましては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

全社的な内部統制及び決算・財務プロセスの評価範囲は、原則としてすべての事業拠点としました。

決算・財務プロセス以外で当社の事業目的に大きく係る勘定科目に至る業務プロセスにつきましては、売上高の概ね2/3に達する事業拠点を選定しました。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく係る勘定科目は、売上、売上原価、売掛金、買掛金及び棚卸資産であります。

また、財務報告への影響を勘案して、すべての事業拠点における重要性の高い特定の取引又は事象については、個別に選定し評価対象としました。

3【評価結果に関する事項】

上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施しました結果、平成23年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。